新旧対照表(案)

	高松市子ども・子育て条例	子どもの貧困対策の推進に関する法律
旧	(子どもの貧困対策) 第14条 市は、子どもの <u>将来</u> がその生まれ育った環境によって 左右されることのないよう、 <u>貧困の状況にある子どもが健やか</u> <u>に育成される環境を整備するとともに</u> 、教育の機会均等 <u>を図る</u> <u>ため</u> 、子どもの貧困対策の推進に取り組むものとする。	(目的) 第1条 この法律は、子どもの <u>将来</u> がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、 <u>貧困の状況にある子どもが健</u> やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を 図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の 責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を
新	(子どもの貧困対策) 第14条 市は、子どもの <u>現在及び将来</u> がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策の推進に取り組むものとする。	定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。 (目的) 第1条 この法律は、子どもの <u>現在及び将来</u> がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。